

防府市繁茂竹林整備事業実施要領

令和元年 7 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要領は、森林環境譲与税を活用した繁茂竹林整備事業(以下「事業」という。)を実施するため必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 繁茂竹林の伐採及び再生竹の除去等により、自然林への回復を誘導することで、森林の有する多面的機能の発揮を図る。

(事業の内容)

第 3 条 この事業で行う内容は、繁茂竹林内の竹の初期伐採及び当該施工地における再生竹の除去とする。

(事業の期間)

第 4 条 この事業の期間は着手年に初期伐採、翌年度から 2 カ年の再生竹の除去を行い事業完了とする。ただし、事業完了地において再生竹の発生により自然林への回復が困難と判断される森林については最長 2 カ年の追加再生竹除去を行う。

(対象森林の要件)

第 5 条 事業の対象となる森林は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 防府市森林整備計画において定める森林の区域が水源涵養機能維持増進森林又は山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林であること。
- (2) 私有林であること。
- (3) 竹の侵入率が 30%以上であること。
- (4) その面積が 0.1ha 以上 0.5ha 未満であること。

(申請等)

第 6 条 事業を要望する森林所有者(以下「申請者」という。)は、繁茂竹林整備申請書(第 1 号様式。以下「申請書」という。)に要望箇所の地権者及び隣接地権者、地元関係者の同意書並びに位置図及び地籍図を添付し、市長に提出しなければならない。

（事業の実施）

第7条 市長は、第6条の申請書が提出された場合、その内容を審査し問題がなければ予算の範囲内において事業を実施することができる。ただし、事業実施することにより発生するいかなる問題についても責任を負わない。

（台帳の整備等）

第8条 市長は、事業が完了した場合は、申請者に通知するとともに、竹林整備台帳（別記第2号様式）を整備保管する。

（申請者の責務）

第9条 事業を行うことによる苦情等の対応は申請者が責任をもって解決すること。

2 事業完了後は、再生竹除去等の維持管理を適切に行うこと。

3 事業着手年を含めて8年間（以下「転用制限期間」という。）は事業地を森林以外に転用しないこと。なお、やむを得ず転用する必要が生じた場合は、あらかじめ市長に転用届（別記第3号様式）を提出しなければならない。

4 転用制限期間内に森林所有者の変更がある場合は、この責務を承継すること。

（森林以外への転用）

第10条 市長は、第9条の3に基づき、申請者から転用届が提出された場合には、その内容を審査し、その目的が公共用等で公益上やむを得ないものと判断される場合は、第11条に規定する森林整備に要した費用（以下「費用」という。）の返還を請求しない。

2 市長は、前項の場合には、転用届受理書（別記第4号様式）を交付する。

（費用の返還）

第11条 市長は、申請者から提出された転用届の内容が、第10条の1に定める公益上やむを得ないと判断される場合以外又は無届けで転用された場合は、申請者に対して、転用面積に見合う費用の返還を請求できる。

2 市長は、前項の費用の請求にあたり、事前に申請者から意見を聴取するとともに、申請者に確認の上、納付通知書を送付し納入させる。

（関係書類の整備・保存）

第 12 条 市長は、この事業の関係書類を、転用制限期間が終了した翌年度から起算して 5 年間適正に保存する。

（その他）

第 13 条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

防 府 市 長 様

申請者
住所
氏名
(連絡先

印

)

繁 茂 竹 林 整 備 申 請 書

防府市繁茂竹林整備事業実施要領第6条の規定により、事業実施を要望したく下記事項に同意し、添付書類を添えて申請します。

要望箇所 防府市

番地

記

1 同意事項

- ・事業実施に伴う問題が生じた場合は責任をもって解決します。
- ・事業完了後は、再生竹除去等の維持管理を適切に行います。
- ・事業着手後、8年間は事業地を森林以外に転用しません。
- ・繁茂竹林整備事業実施要領の記載事項を遵守します。

2 添付書類

- ・要望箇所の位置図、地籍図
- ・事業地の地権者及び隣接地権者、地元関係者の同意書
- ・その他、必要と思われる書類

台帳番号	
------	--

市町名				竹林群番号				施行地			
協 定 関 連 事 項	協定者数		協定期間				整備区域及び保全対象等の概況			対象森林の状況	
	協定者 氏名		森林の所在						森林の種類		
					林種						
					林齢						
					森林の区分						
					整備面積						
					施行面積						
整 備 履 歴	年度	施行種別		工期		受託者		整備面積	設計方法	委託料の額	合併番号
		繁茂竹林伐採									
		再生竹除去1									
		再生竹除去2									
		フォローアップ1									
		フォローアップ2									
		フォローアップ2									
転 用 状 況	年度	協定者 氏名		転用者 氏名		転用者 住所		転用面積	転用理由	経費返還の有無	返還金額

（記載注意） 1 本台帳は、内容変更に伴い更新すること。

2 「設計方法」は、単独又は合併別に記載するとともに、合併した施行箇所の間係を明らかにするため、裏面の「合併施行地調書」を作成する。

3 合併施行の場合は合併施行箇所毎に「合併番号」を付すこととし、その記載方法は次のとおりとする。

繁茂竹林伐採業務：「繁茂一年度一連番号」、事前調査業務：「事前一年度一連番号」、再生竹除去業務：「再生一年度一連番号」、フォローアップ業務：「フォロー年度一連番号」

（添付書類） 位置図（1/25,000～1/50,000、1/5,000）、実測図、測量野帳、写真（施行前・施行後）

1 協定者一覧表

No	協定者氏名	森林の所在
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		

2 合併施行調書

2-1 繁茂竹林伐採業務

合併番号	竹林番号	施行地	面積(ha)
計			

2-2 再生竹除去業務 1

合併番号	竹林番号	施行地	面積(ha)
計			

2-3 再生竹除去業務 2

合併番号	竹林番号	施行地	面積(ha)
計			

2-4 フォローアップ業務 1

合併番号	竹林番号	施行地	面積(ha)
計			

2-5 フォローアップ業務 2

合併番号	竹林番号	施行地	面積(ha)
計			

別記第 3 号様式（第 9 条関係）

転 用 届

年 月 日

防府市長 様

住 所
氏 名 印

年 月 日付けで申請したこのことについて、下記のとおり対象森林を森林以外へ転用したいので、防府市繁茂竹林整備事業実施要領第 9 条の 3 の規定により届け出ます。

記

1 対象森林及び転用面積

所在地	竹林群番号	転用面積 (ha)

2 転用の理由

別記第4号様式 (第10条関係)

轉用届受理書

年 月 日

(森林所有者) 様

防府市長 印

年 月 日付けで届け出のあったことについて、森林以外への転用を認め、受理書を交付します。

記

1 対象森林及び転用面積

所在地	竹林群番号	転用面積 (ha)

2 その他

整備に要した費用は請求しない。

同意書

年 月 日

- 1.別紙繁茂竹林整備申請書記載の場所での事業実施について同意します。
- 2.事業実施により発生する問題については関係者で対処します。

[illegible]